令和8年募集用

私学事業団
積立共済年金制度(つみきょう)の概要

―― 拠出型企業年金保険(Ⅱ) ――

詳しくは
こちらから
パンフレットも
ご参照ください。



(※1)保険事務費率とは、保険会社がご契約の引き受けに伴い徴収している費用を算出する率のことです。
(※2)くわしくはパンフレット「変更点1・2」をお読みください。

令和8年度 申込期間及び加入(変更)日			
	前期	申込期間:6月1日(月)～6月30日(火)	加入(変更)日:10月1日
	後期	申込期間:11月2日(月)～11月30日(月)	加入(変更)日:翌年4月1日

*申込期間以外の提出はお受けできません。

新規加入申込のご案内

加入を希望するコースを選択してください。
コースは、次の2コースから選んでください。

税制適格コース (個人年金保険料控除対象)
自由選択コース (一般の生命保険料控除対象)
希望により両コースとも加入することができます。

提出書類 積立共済年金新規加入申込書

既に加入いただいている人へのご案内

○既に加入いただいているコースの掛金の見直し
○未加入のコースへの新規加入

提出書類 積立共済年金コース加入・口数変更(増口・減口)申込書

こちらから
「申込書」を
ダウンロード
できます。

申込書

◎税制適格コースに加入申し込みができる人は、前期募集は昭和46年10月1日以降に生まれた人、後期募集は昭和47年4月1日以降に生まれた人です。
◎自由選択コースに加入申し込みができる人は、前期募集は昭和38年10月1日以降に生まれた人、後期募集は昭和39年4月1日以降に生まれた人です。
●契約内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いします(パンフレットにてご確認ください)。

人生100年時代に向けて、将来のゆとりある生活に備えはできていますか？

日本人の平均寿命は延びてきており、男女ともに80歳を超えました。



男性 81.35歳

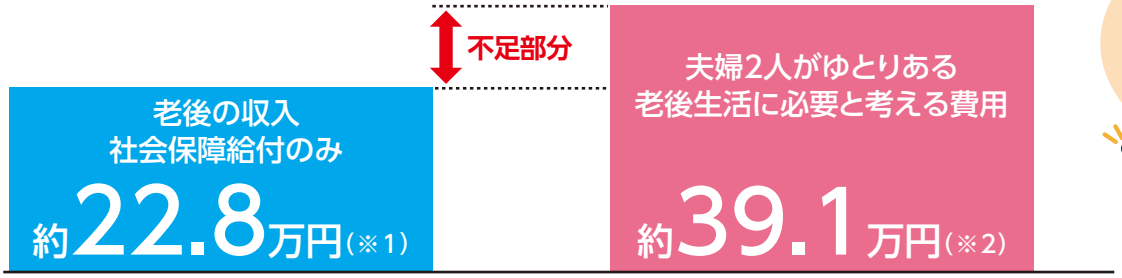


女性 87.33歳

「厚生労働省/2025年　簡易生命表」より

将来に備えて　しっかり計画を立てておくことが大切です！

■ 夫婦2人の老後の収入とゆとりある老後生活に必要と考える費用（月額）



（※1）総務省統計局/家計調査報告（家計収支編）2025年　65歳以上の夫婦のみの無職世帯（夫婦高齢者無職世帯）
（※2）（公財）生命保険文化センター/2025年度　生活保障に関する調査



加入時に選択

税制適格コース

個人年金保険料控除対象

保険料（掛金から私学事業団の運営事務費を除いたもの）は個人年金保険料控除の対象となります。（※3）

自由選択コース

一般の生命保険料控除対象

保険料（掛金から私学事業団の運営事務費を除いたもの）は一般の生命保険料控除の対象となります。（※3）

払い込み満了時に選択

年金コース

- 確定年金 10年・15年・20年
- 終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付
- 夫婦終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付

年金種類毎の詳細は6頁「年金の種類」をお読みください。

一時金コース

年金コース

- 確定年金 5年・10年・15年・20年
- 終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付
- 夫婦終身年金 10年保証期間付・15年保証期間付

年金種類毎の詳細は6頁「年金の種類」をお読みください。

一時金コース

医療保険コース（※4）

終身保険コース（※5）

（※3）税務のお取り扱いは令和7年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。くわしくはパンフレット13頁「税法上のお取り扱い」をお読みください。
（※4）健康状態等によっては加入できないことがあります。
（※5）令和7年11月1日時点、新規のお取り扱いを停止しています。

加入年齢別お勧めプラン（65歳払い込み満了時積立金一覧）

年齢（期間）	払方	お手ごろプラン	おすすめプラン	加入時一時払活用プラン
20歳加入 掛金の払い込み期間45年	月　払	3,000円	5,000円	5,000円
	半年払	10,000円	20,000円	20,000円
	加入時一時払	0円	0円	200,000円
	掛金払い込み累計額	252.0万円	450.0万円	470.0万円
	積立金（脱退一時金）	約326.7万円	約583.3万円	約616.6万円
25歳加入 掛金の払い込み期間40年	月　払	3,000円	5,000円	5,000円
	半年払	10,000円	20,000円	20,000円
	加入時一時払	0円	0円	200,000円
	掛金払い込み累計額	224.0万円	400.0万円	420.0万円
	積立金（脱退一時金）	約281.5万円	約502.7万円	約534.2万円
30歳加入 掛金の払い込み期間35年	月　払	5,000円	10,000円	10,000円
	半年払	20,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	1,000,000円
	掛金払い込み累計額	350.0万円	770.0万円	870.0万円
	積立金（脱退一時金）	約426.6万円	約938.4万円	約1,086.9万円
35歳加入 掛金の払い込み期間30年	月　払	5,000円	10,000円	10,000円
	半年払	20,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	1,000,000円
	掛金払い込み累計額	300.0万円	660.0万円	760.0万円
	積立金（脱退一時金）	約354.7万円	約780.3万円	約920.6万円
40歳加入 掛金の払い込み期間25年	月　払	10,000円	15,000円	10,000円
	半年払	20,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	2,000,000円
	掛金払い込み累計額	400.0万円	700.0万円	750.0万円
	積立金（脱退一時金）	約459.2万円	約803.3万円	約896.0万円
50歳加入 掛金の払い込み期間15年	月　払	15,000円	20,000円	10,000円
	半年払	30,000円	50,000円	50,000円
	加入時一時払	0円	0円	3,000,000円
	掛金払い込み累計額	360.0万円	510.0万円	630.0万円
	積立金（脱退一時金）	約389.4万円	約551.7万円	約711.5万円
60歳加入（注） 掛金の払い込み期間5年	月　払		20,000円	10,000円
	半年払		50,000円	50,000円
	加入時一時払		0円	5,000,000円
	掛金払い込み累計額		170.0万円	610.0万円
	積立金（脱退一時金）		約173.5万円	約640.1万円



（注）60歳加入の場合、払い込み満了（65歳）までの期間が5年となることから、税制適格コースの加入資格要件（掛金の払い込み期間が10年以上）を満たさないため、自由選択コースのみのお取り扱いとなります。

※積立金（脱退一時金）は加入時点で定まるものではありません。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際のお受取額は変動（増減）します。
加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（脱退一時金）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。

※数値の計算条件の詳細は、6頁「加入例・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

一時金・途中脱退した場合の給付額試算表

税制適格コース　自由選択コース

退職（脱退）したときの給付額は加入年数に応じ、次のとおりとなります。　＊給付額は加入時点では確定しておらず、変動（増減）します。

掛金／加入年数	月払掛金10,000円（10口）の場合			半年払掛金50,000円（5口）の場合			一時払掛金100万円（10口）の場合	
	掛金払い込み累計額	積立金（年金原資、脱退一時金額）	積立金返戻率	掛金払い込み累計額	積立金（年金原資、脱退一時金額）	積立金返戻率	積立金（年金原資、脱退一時金額）	積立金返戻率
1年	120,000円	約　119,800円	約99%	100,000円	約　99,500円	約99%	約　1,009,700円	約100%
2	240,000円	約　241,000円	約100%	200,000円	約　200,200円	約100%	約　1,020,900円	約102%
3	360,000円	約　363,600円	約101%	300,000円	約　302,100円	約100%	約　1,032,400円	約103%
4	480,000円	約　487,500円	約101%	400,000円	約　405,200円	約101%	約　1,044,000円	約104%
5	600,000円	約　613,000円	約102%	500,000円	約　509,400円	約101%	約　1,055,800円	約105%
10	1,200,000円	約　1,261,800円	約105%	1,000,000円	約　1,048,600円	約104%	約　1,117,000円	約111%
15	1,800,000円	約　1,948,700円	約108%	1,500,000円	約　1,619,700円	約107%	約　1,182,200円	約118%
計算例 20	2,400,000円	㋐約　2,676,100円	約111%	2,000,000円	㋑約　2,224,200円	約111%	約　1,251,400円	約125%
25	3,000,000円	約　3,446,400円	約114%	2,500,000円	約　2,864,200円	約114%	約　1,324,700円	約132%
35	4,200,000円	約　5,125,300円	約122%	3,500,000円	約　4,259,600円	約121%	約　1,484,700円	約148%

・積立金（年金原資、脱退一時金額）は、加入日における引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）（令和7年11月1日時点）及び引受割合（令和7年11月1日時点）にもとづき計算しています。
・数値の計算条件の詳細は、6頁「加入例・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

年金コースの初回年金月額の計算式

税制適格コース　自由選択コース

満55歳以上で退職（脱退）した場合、年金コースを選択できます（ただし、税制適格コースでは掛金の払い込み期間10年以上、自由選択コースでは掛金の払い込み期間2年以上かつ年金月額2万円以上の要件が必要です）。

（計算式）　**初回年金月額　＝　｛退職（脱退）時の脱退一時金相当額（「一時金・途中脱退した場合の給付額試算表」参照）｝　÷　｛年金種類に応じた下表の積立金（年金原資）の金額｝　×　10,000円**

計算例　〈退職（脱退）時に10年確定年金を選択した場合の例〉

掛金　月払10,000円、半年払50,000円　　加入年数　20年

（㋐約2,676,100円＋㋑約2,224,200円）÷ ㋒約1,140,332円×10,000円＝約42,970円

●初回の年金月額1万円を受け取るのに必要な積立金（年金原資）

＊給付額は加入時点では確定しておらず、変動（増減）します。

確定年金

5年確定年金（自由選択コースのみ）	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金
約 587,867円	㋒ 約 1,140,332円	約 1,659,525円	約 2,147,452円

終身年金

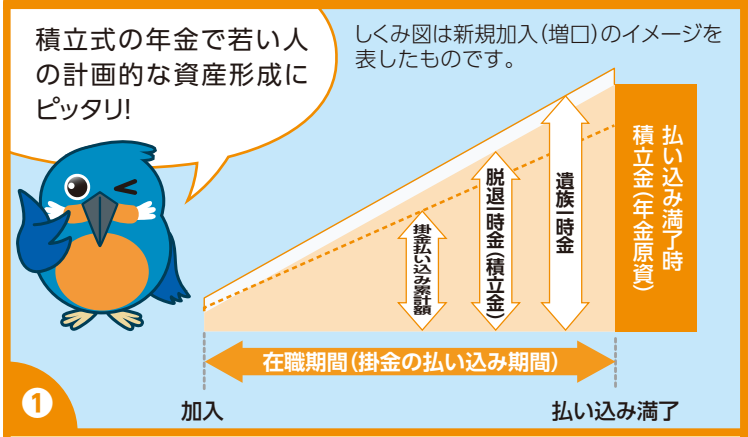
掛金の払い込み満了及び年金開始年齢／年金種類	10年保証期間付終身年金		15年保証期間付終身年金	
	男性	女性	男性	女性
60 歳	約 2,389,288円	約 2,753,194円	約 2,461,636円	約 2,784,498円
65 歳	約 2,029,996円	約 2,358,346円	約 2,152,033円	約 2,416,065円

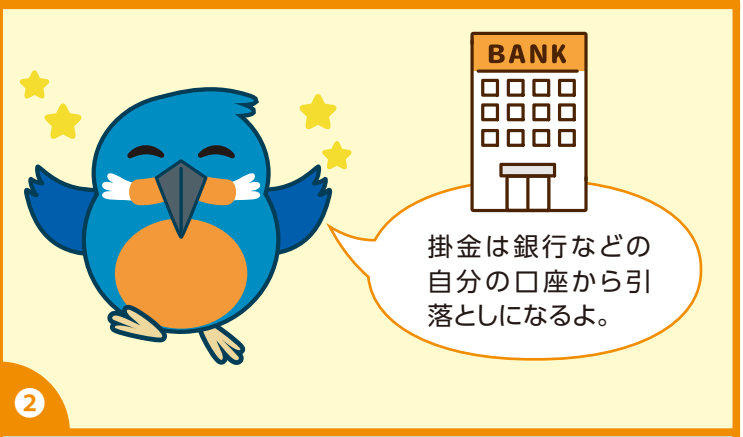
夫婦終身年金

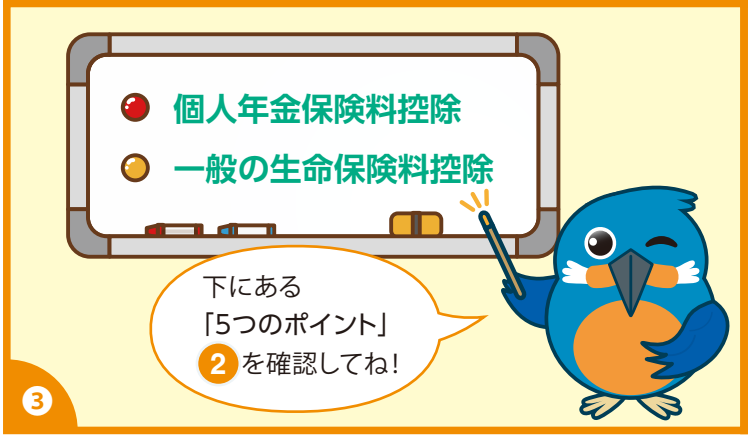
掛金の払い込み満了及び年金開始年齢／年金種類	10年保証期間付夫婦終身年金	15年保証期間付夫婦終身年金
	男性（妻が3歳年下）	男性（妻が3歳年下）
60 歳	約 2,853,989円	約 2,884,948円
65 歳	約 2,469,070円	約 2,523,685円



積立共済年金制度（つみきょう）について









5つのポイント

1 月々2,000円（2口）の掛金から始められます。

＊月払掛金は2,000円（2口）から1,000円単位で設定できます。
＊毎年2回、申込期間中に掛金の変更ができます。

2 税制面において所得控除を受けられます。

＊税制適格コースは個人年金保険料控除（旧制度）、自由選択コースは一般の生命保険料控除（旧制度）として、所得控除の対象となります。

（注）税務のお取り扱いは令和7年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。くわしくはパンフレット13頁「税法上のお取り扱い」をお読みください。

3 予定利率（※）約1.25%　（令和7年11月1日時点（将来変動する可能性があります））

（※）「予定利率」は保険料（掛金から運営事務費を除いたもの）のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。**予定利率は預金等の利回りとは異なります。**
＊上記は、引受保険会社の予定利率及び引受割合にもとづきます。

4 積立金増額のため「一時払」のお取り扱いができます。

＊積立金増額のため、月払・半年払の掛金払い込み方法の他に一時払（①加入時、②中途、③退職（脱退）時）のお取り扱いができます。（該当コースの月払の加入が条件となります。）くわしくは6頁「一時払について」をお読みください。

5 公的年金の補完ができる制度です。

令和7年9月末の加入者総数は29,869名です。

必ずお読みください

加入例・給付額試算表等の数値について

1. 加入年齢別お勧めプラン、給付額試算表、初回年金月額の計算式の数値は、加入日に新規加入される方の給付額、又は増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものであり、次の条件で計算しています。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、**条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際のお受取額をお約束するものではありません。**

   (1)ご加入者全員の加入口数合計が常に月払は523,950口、半年払は112,100口、一時払は27,995口を共に維持し、保険料が所定の払い込み期日までに入金されたものとしています。

   (2)積立金（年金原資、脱退一時金額）及び年金月額は、加入日における引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）（令和7年11月1日時点）及び引受割合（令和7年11月1日時点）にもとづき計算しています。

   (3)配当金は加算していません。

   (4)積立金返戻率は、積立金（年金原資、脱退一時金額）÷掛金払い込み累計額×100で計算しています。

2. 年度の途中で脱退（死亡による脱退も含む）されたときは、給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ることがあります。
3. 加入（増口）年月日や掛金の払い込み期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払い込み累計額を下回ることがあります。
   くわしくはパンフレット11頁注意喚起情報「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。
4. 掛金払い込み累計額のうち、月払掛金・半年払掛金は、私学事業団の運営事務費0.5%相当額控除前のもので計算しています。
5. 実際にお受け取りいただく年金月額は、積立金をもとに、年金受給権取得時における引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）及び引受割合によって計算されます。年金開始時の引受割合は年金開始後も変動しません。
6. 終身年金・夫婦終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。また、夫婦終身年金の年金月額は配偶者の年齢によっても異なります。

私学共済ホームページ内に専用ページが開設されています！

積立共済年金　検索

検索ボタンをクリックしてください。

一時払について

積立金増額のため、月払・半年払の掛金払い込み方法の他に一時払（①加入時、②中途、③退職（脱退）時）のお取り扱いができます（該当コースの月払の加入が条件となります）。

◆一時払お取り扱い内容

	加入時一時払	中途一時払	退職（脱退）時一時払
加入時期	・制度への新規加入時 ・未加入コースへの加入時	掛金の払い込み期間中 （回数制限なく何度でもお申し込みが可能）（注）	年金受給権取得時（注）
加入口数	10万円（1口）～1,000万円（100口）	通算10万円（1口）～8,000万円（800口）	10万円（1口）～1,000万円（100口）

（注）**自由選択コースにおいて、月払掛金を全部減口（払い込み中止）している場合、中途一時払・退職（脱退）時一時払のお申し込みはできません。**
年2回の申込期間に事前、又は同時に月払掛金の増口（最低2口以上）が必要となります。
※積立金の一部払出しではありませんのでご注意ください（税制適格・自由選択コースとも、積立金の一部払出しはできません）。
⇒くわしいお取り扱いについてはパンフレット8～10頁「制度のお取り扱い」をお読みください。

年金の種類

確定年金（5年（自由選択コースのみ）、10年・15年・20年）

●退職（脱退）月翌月以降、定められた期間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。
●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人（※）に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

終身年金（10年保証期間付・15年保証期間付）

●退職（脱退）月翌月以降、保証期間中は、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。
●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人（※）に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。
（注）**ご加入者が死亡された時期によっては、年金受取総額が掛金払い込み累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。**

夫婦終身年金（10年保証期間付・15年保証期間付）

●退職（脱退）月翌月以降、保証期間中は、ご加入者及び配偶者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
保証期間経過後はご加入者又は配偶者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。保証期間経過後にお受け取りいただく年金月額は、ご加入者が生存されている場合は保証期間中と同額、ご加入者が死亡され配偶者が生存されている場合は保証期間中の6割の金額となります。
●保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者又は配偶者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、以下の方に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。
<ご加入者が保証期間中に死亡された場合の受取人>
・配偶者が生存されている場合：配偶者（年金開始後、配偶者が死亡された場合は配偶者の相続人）
・配偶者がご加入者よりも前に死亡されている場合：継続受取人（※）
●夫婦終身年金を選択する場合、配偶者は民法上の婚姻関係にあり、ご加入者との年齢差が、ご加入者が年長である場合は15歳以内、ご加入者が年少である場合は10歳以内であることが必要となります。
（注）**ご加入者及び配偶者が死亡された時期によっては、年金受取総額が掛金払い込み累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。**

（※）継続受取人とは、配偶者（民法上の婚姻関係）、子、父母（養父母を実父母の上順位とする）、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します（その他は民法の規定によります）。

【問い合わせ先】
共済事業本部　貯金・貸付課　貯金係
日本私立学校振興・共済事業団　03-3813-5321（代）

●この資料は令和7年11月時点の概要を記載したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。詳細はパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）を必ずお読みください。●パンフレットは、申込期間開始前に私学共済ホームページに掲載します。

（登）C26E7025（2026.8.25）